

「六重苦」下での産業構造転換

経済学部教授 小林伸生

日本の産業界が元気を失って久しい。90年代初頭のバブル崩壊以後、多少の好不況を繰り返しながらも、抜本的に成長力を回復する局面には至っていない。2000年代初頭からしばらくの間、中国の高成長の恩恵を受ける形で、低いながらも持続的成長を遂げたものの、リーマン・ショックおよび東日本大震災以後、直近ではいわゆる「六重苦」（円高、高い法人税率、自由貿易協定等への対応の遅れ、労働規制、環境規制、電力不足）の影響により、一段と厳しい状況に直面している。とりわけ、DRAM（半導体記憶装置の一種）の国内最大手であったエルピーダメモリの会社更生法適用や、パナソニックやソニーの過去最大規模の赤字決算等に象徴されるように、かつて日本経済を牽引した電気機械関連産業の不振が著しい。『東洋経済統計月報』2012年1月号「円高とリスクに弱い電機産業：海外移転の「副作用」が川上へ」では、電機機械産業が日本の産業の中でも特に事業リスクの増大の影響を受けやすく、円高や震災などの逆風が吹くたびに、海外生産化が進展し、国内の生産ライン構築能力の空洞化や半導体や素原材料といった川上分野の需要の海外移転といった副作用をもたらしていることを指摘している。

過去、戦後復興期から高度成長期、そして1980年代までの安定成長期にかけて、

日本産業は経済発展段階に対応して産業構造をスムーズに転換しながら、持続的成長を実現してきた。しかし、1990年代以後、日本を取り巻く国内外の環境が変化してきているにもかかわらず、わが国の産業構造は大きく変化することなく、低成長を余儀なくされている。山崎朗「産業構造転換と日本の産業政策」（中央大学『経済学論纂』第52巻第1号）では、日本が競争力を有してきた電気・電子部品、自動車などは、一部の領域を除き中進国が担うべき産業となっており、日本経済の抱える問題点は、こうした「中進国型産業構造」が温存されている点にある、と指摘している。その上で、近年の日本の社会環境や産業活動のアキレス腱となっている点を克服し、強みとしていくための方針として、①医療機器・医薬品の輸入代替戦略、および②資源・エネルギーの輸入代替戦略の必要性を示している。また、丹下英明氏は「自動車産業の構造変化と部品メーカーの対応—新興国低価格車市場の出現によるサプライチェーン変化に中小ものづくり企業はどう対応すべきか—」（『日本政策金融公庫論集』第13号）の中で、近年の国内外の市場の変化や、震災を契機とするサプライチェーンの変化の加速が、自動車産業にも多大な構造変化を与えつつあることを指摘している。Tier 1（完成車メーカーと直接取引関係にある、

自動車の基幹部品を生産・供給する大手部品メーカー)は、すでに生産のみならず開発設計や調達を含めたサプライチェーンをグローバル化させてきており、Tier2 以下の中小部品メーカーもまた、活動拠点のグローバル化を含め、事業体制の再構築の判断を求められていると指摘している。

とりわけ、直近の問題として産業活動に多大な(主として負の)影響を与える要因として指摘・懸念されているのは、福島第一原発事故を契機とする全国の原子力発電所の稼働停止と、それに伴う深刻な電力不足の問題である。これらの問題への対応策として、渡部喜智氏は、「再生エネルギー活用の現状と課題ー地域分散型・地域自立的なエネルギー供給体制に向けてー」(『農林金融』2011.11)の中で、環境負荷が小さく安全性の高い再生可能エネルギーの活用を、分散・自立的な形で指向し、活性化につなげていく、新たな地域システムの導入の必要性を指摘し、潜在可能性の大きい小水力、太陽光、風力の3形式の発電方法を、具体的な自治体の導入取り組み事例を紹介しながら検討している。

日本産業を取り巻く環境は非常に厳しく、

しかも、そうした状況は(政策的に対応可能な部分に着手したとしても)短期的な解決が見込まれるものではない。しかし、エネルギーの制約や環境問題、さらには高齢化への対応等は、日本にとどまらず、世界各国が近い将来直面する課題でもある。こうした諸課題にいち早く対応した産業構造を構築することは、わが国の抱える問題の解決に資するとともに、次世代の世界的な要請にも対応しうるものである。その意味において、本腰をすえた諸問題への対応は、日本産業の競争力を再浮上させる契機となることが期待される。

この夏も電力不足が深刻化することが懸念され、それに伴って企業経営者は事業拠点の選択など、重大な経営判断を迫られている。わが国の産業の空洞化の進展に手を拱いたまま放置するか、エネルギー政策や次世代の課題に対応した産業構造の転換に果敢に挑戦するか、少なくとも政策的な環境整備の面において、残された時間は多くはない。わが国が直面している「国難」を、せめてこれまで20年余り進んでこなかった産業構造転換の契機としたい。

戦前期日本の企業統治研究

商学部教授 木山 実

オリンパスや大王製紙などの大企業による不祥事がメディアを騒がせたが、この種の企業不祥事が発覚するたびに企業統治の問題が俎上に上がる。経営史研究でも、過去の企業統治のありかたを明らかにする作業は1つのテーマであり、2011年においても戦前期日本の企業統治に関連する論稿がいくつか発表されている。以下で少し紹介しておきたい。

結城武延「企業統治における株主総会の役割—大阪紡績会社の事例—」（『経営史学』第46巻第3号）は、日本の近代的綿紡績業の嚆矢ともいべき大阪紡績会社（現、東洋紡）を事例として、そこで株主たちが経営者にモラルハザードを起こさせないよう株主総会を通じてどのように経営者を監視していたのかという問題意識で、株主総会の機能を解明しようとするものである。同稿は大阪紡績の明治中期以降の株主総会議事録をもとに分析を行い、会社の業績が悪化すればするほど総会の時間が長くなり、業績が好転すれば会議時間が短くなったこと、同社で19世紀末に雇用経営者の山辺丈夫が社長に就任して所有と経営が分離した後においても株主は企業経営の監視を怠っていなかったこと、また経営が好転した時期には株主が発言する率は低下し、悪化した場合は発言率が増加したことなどをデータ化して示している。この結城論文は、株

主が経営者にモラルハザードを生じさせず、「正しい」行動をとらせるべく株主総会で情報を引き出していたのであり、また株主が経営者の「正しい行動」が何たるかを見極めるために発言をして監視を行っていたのは、当期利益が下落傾向にあった場合や設備投資や合併等、将来の企業運営に関わる意思決定がなされる場合であったとしながら、第二次大戦前の会社法体系下における19世紀的な資本主義的制度において、企業の所有者である株主に絶対的な権限が与えられていた時期の株主総会の雰囲気を中心に伝えている。

公文蔵人「綾部製糸株式会社の経営破綻—統治構造に着目して—」（『横浜経営研究』第31巻第3・4号）は、戦前期最大級の製糸企業であった郡是製糸の陰に隠れてやや知名度に欠ける綾部製糸（1913年綾部にて設立）が、郡是と同じく優等製糸企業であったにもかかわらず1927年に経営破綻したことについて、経営内部の原因を探るという視点で破綻要因を明らかにしようとするものである。同社は設立当初の産繭処理機関的な性格から一般的な営業製糸へと性格を変化させながら、第一次大戦期から1920年代にかけての平均出荷量の伸びが7.2倍という驚異的な成長を示した。同稿の前半ではもっぱら郡是と比較するかたちでの財務分析がなされており、綾部が他社と

同様に積極的な投資行動をとって生産設備の増加をはかったことや 1920 年度を境に他人資本への依存という財務構造の変化があったこと、また綾部は郡是に比して収益性が低く、また配当性向が郡是よりも高く社外への利益流出が多かったことなどから綾部が低蓄積にならざるをえなかったこと等が示されている。では、このような低蓄積にもかかわらず綾部はなぜ設備投資を継続したのか。論文の後半では、綾部の株式所有構造の分析を通じ、同社の統治構造からメスが入られる。そこでは 1919 年頃から主要株主として登場する横浜の生糸売込問屋木村商店社長木村庫之助に注目する。木村は 1923 年には綾部の重役に就任が、それは綾部が生糸売込問屋からの自立ではなく、むしろ依存（すなわち問屋金融への依存）という道を選択したことを示す。依存という道を選んだ結果、木村ら売込問屋の側は生糸取扱量の増大をはかるべく製糸家に対して設備投資を継続するよう促し、逆に製糸家は売込問屋から有利な取引関係を受けるために一層の成長性を示す必要から設備投資を続けた。1920 年代の糸価低落のなかで、大株主であった売込問屋が製糸経営に参画する中で、売込問屋が生糸売込数量の増大によって自己の利益のカバーを図ろうとする、その利害によって綾部の過剰な設備投資が引き起こされ、綾部は破綻に至ったとする。逆に郡是のように問屋金融からの脱却をはかることができた製糸家は、市場環境に見合った財務的健全性を保てる妥当な投資水準を維持することができた事例であるとして、その経営の健全性が浮き彫りにされている。

北浦貴士「両大戦間期日本における会計プロフェッション監査と債権者による規律」（『社会経済史学』第 77 巻第 2 号）は、1910 年代以降の日本での会計士（計理士）監査制度揺籃期の事情を描いたものである。現代でも企業不祥事が起こるたびに、しばしば公認会計士は不正をチェックできなかったのかという声が聞かれる。日本での会計士制度は、法的には 1927 年の計理士法によってようやく成立したが、北浦論文によると、この法令以前にすでに東京海上火災が 1916 年に会計事務所を設けて独自に会計プロフェッション監査を導入する例がみられたという。それは同社専務の各務謙吉・平生鈆三郎らがいずれも英国勤務歴をもち、英国勅許会計士制度の有用性を認識していたことに起因しており、東京海上は債権者という優位な立場を利用できたがゆえに電力会社のような貸付先に対し会計プロフェッション監査を融資の条件とし、その結果、会計監査制度は徐々に受け入れられていったのだという。ますます多額の資金を必要とした電力会社は、電力外債を発行する際にも日本に進出し始めていた英米系会計プロフェッションの監査を受けることになり、その監査報告が外国の社債引受会社に伝えられ、その結果、電力会社は在外の社債引受会社の経営介入を招くことになる。さらに 1930 年代になると、会計プロフェッション監査は東京海上以外の三井銀行その他の国内金融機関によっても利用されるようになっていく。計理士法制定以前から、各務や平生といった著名な企業家によって、すでに会計監査が導入されていたのは興味深い事例である。